

審 査 書

鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業に係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第 23 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文子

1 対象事業の概要

(1) 事業者の名称等

名 称：国土交通省関東地方整備局

代表者：国土交通省関東地方整備局長 菊川 滋

所在地：さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

名 称：横浜市

代表者：横浜市長 林 文子

所在地：横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業（以下「本事業」という。）

種 類：廃棄物処理施設の建設（横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業）

(3) 対象事業実施区域

位 置：横浜市港北区小机町及び鳥山町地先（以下「計画地」という。）

実施区域の面積：約 40,000 m²

(4) 事業の目的

鶴見川多目的遊水地のうち鶴見川及び鳥山川合流部付近には、排水門建設工事及び横浜市橋梁工事において確認された環境基準を超えたダイオキシン類、底質暫定除去基準を超過したPCB及びその他の有害物質を含む異物混入土(木材、プラスチック、がれき類が混在している土壌)が一時保管されています。

異物混入土は、有害物質の含有量により比較的濃度の高い一時保管土A(PCBの含有量が10mg/kg以上、又はダイオキシン類の含有量が1,000pg-TEQ/g以上)と濃度の低い一時保管土B(PCBの含有量が10mg/kg未満、且つダイオキシン類の含有量が1,000pg-TEQ/g未満)に分類され、それぞれ区分して保管されています。

本事業は、鶴見川多目的遊水地の遊水地機能を確保することを目的に、一時保管土Aに含まれるダイオキシン類やPCBを対象とした「土壌無害化処理」を実施し、鶴見川多目的遊水地の環境改善を行うものです。

(5) 事業の内容

本事業は、一時保管土A(約5,500m³)を現地にて無害化処理し、外部処分するので、1日あたり28.8トン、処理期間9ヶ月間で処理を行う計画としています。処理完了後は処理施設を撤去し、掘削箇所を埋め戻して現状を回復します。

無害化処理の方法は、国土交通省が技術募集し、確認実験で安全・確実な処理が可能であることが確認された工法の一つである還元熱化学分解方式のジオスチーム法を採用します。異物混入土の掘削、処理、容器詰込の処理作業は、負圧で管理した建屋内で行うとしています。

事業の詳細は以下のとおりです。

ア 土地利用計画

敷地面積：約10,000m²

建築面積：約3,300m²

イ 設備概要

設備名称	主要機器	処理能力(最大)
前処理設備	破砕機、ふるい機、裁断機、磁選機	4.0m ³ /時
無害化処理設備	間接熱脱着装置、水蒸気分解装置	1.2t/時

ウ 事業期間

処理期間：平成24年2月～平成24年10月(約180日)

解体・撤去期間：平成24年11月～平成25年3月

2 地域の特徴

計画地は、港北区のほぼ中央、鶴見川と鳥山川の合流部の鶴見川多目的遊水地の下流側に位置し、平坦な地形となっています。鶴見川多目的遊水地は、総合治水対策の中心となる施設で、遊水地内にはスポーツ・レクリエーション拠点としての運動公園が整備されています。計画地の都市計画法上の区域区分は市街化調整区域ですが、周辺は商業系及び工業系の用途地域に指定されており、南東側の JR 新横浜駅周辺にはオフィスなどの業務施設や保育園・幼稚園が、北側の鶴見川左岸には工場や店舗等が、西側には横浜労災病院などの医療・福祉施設や専門学校が立地しています。このように、周辺地域は今後とも良好な環境を維持していくという観点から環境配慮が求められる地域です。

3 審査意見

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、評価書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意して行う必要があります。

(1) 事業計画

- ア 排ガス、排水等に関して、設定した管理値を超過して排出することのないよう、試運転時及び供用直後など早い段階から測定を複数回行い、管理値を下回っていることを確認するとともに、供用後においても頻度高く測定するなど適切な監視体制を整えてください。
- イ プロセス排ガスにおける窒素酸化物の排出濃度については、目標値を 70ppm、一次判断値を 50ppm に設定していますが、試運転時及び供用後の測定結果に応じて、それらを適宜見直すなど、大気環境に与える影響の低減に努めてください。
- ウ 処理施設はワールドカップ大橋に近接していることもあり、煙突からの排出ガスについて十分に配慮する必要がありますので、LPG 燃焼排ガスにおいても測定結果を勘案し、窒素酸化物の排出濃度をできる限り低く保つよう努めてください。
- エ 一時保管土 A に含まれている重金属類は、本事業で分解・無害化する対象ではないため、その行方を明らかにしておいてください。

(2) 環境影響評価項目

供用時

廃棄物・発生土

- ア 本事業処理工程において、攪拌、混合などを十分に行い、処理対象物の性状の均質化を図ってください。同様に、処理後の浄化物についても均質混合を十分に行い、性状の均質化を図ってください。
- イ 処理後の浄化物は、できる限り再資源化に努めてください。なお、セメント工

場や埋立処分場での受入基準を超過した場合でも、適切に処理できる体制を整えておいてください。

ウ 具体的な処理・処分状況について、事後調査等に記載してください。